

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ((非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))の規定による介護保険関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス</p> <p>イ～ト 省略</p> <p>チ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させて行う短期入所生活介護(居宅要介護者の選定による特別な居室の提供、<u>特別な食事の提供</u>及び送迎を除く。)</p> <p>リ 居宅要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養病床等を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護(居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供、<u>特別な食事の提供</u>及び送迎を除く。)</p> <p>ヌ <u>要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下6-7-1において「認知症」という。)</u>であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、共同生活を営むべき住居において行う<u>認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>ル 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等(令第14条の2((居宅サービスの範囲等))に規定する訪問介護等をいう。以下6-7-1において同じ。)又はこれに相当するサービス(要介護者</p>	<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ((非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))の規定による介護保険関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス</p> <p>イ～ト 同左</p> <p>チ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させて行う短期入所生活介護(居宅要介護者の選定による特別な居室の提供及び送迎を除く。)</p> <p>リ 居宅要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養病床等を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護(居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供及び送迎を除く。)</p> <p>ヌ <u>要介護者であって痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)</u>について、共同生活を営むべき住居において行う<u>痴呆対応型共同生活介護</u></p> <p>ル 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等(令第14条の2((居宅サービスの範囲等))に規定する訪問介護等をいう。以下6-7-1において同じ。)又はこれに相当するサービス(要介護者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、<u>特別な食事の提供</u>又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>	<p>の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>
(4) 省略	(4) 同左
<p>(5) 介護保険法の規定に基づく居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、<u>特別な食事の提供</u>又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>	<p>(5) 介護保険法の規定に基づく居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>
<p>(6) 介護保険法の規定に基づく特例居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、<u>特別な食事の提供</u>又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>	<p>(6) 介護保険法の規定に基づく特例居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p>
(7)～(9) 省略	(7)～(9) 同左
<p>(10) 生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項((介護扶助))に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、<u>認知症対応型共同生活介護</u>及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)及び施設介護</p>	<p>(10) 生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項((介護扶助))に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、<u>痴呆対応型共同生活介護</u>及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。)及び施設介護</p>
(社会福祉関係の非課税範囲)	(社会福祉関係の非課税範囲)
<p>6-7-5 法別表第一第7号ロ((社会福祉事業等に係る資産の譲渡等))に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p>	<p>6-7-5 法別表第一第7号ロ((社会福祉事業等に係る資産の譲渡等))に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p>
<p>(注) 同号イ((非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))の規定に該当する資産の譲渡</p>	<p>(注) 同号イ((非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))の規定に該当する資産の譲渡</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ハ 省略</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は<u>認知症</u>対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>ホ～ワ 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ～ハ 同左</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は<u>痴呆</u>対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>ホ～ワ 同左</p> <p>(3) 同左</p>